

# 第 21 回 協 議 会

(平成 16 年 2 月 2 日開催)

## 会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 1 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 2 月 2 日

開催場所 西伯町役場 2 階 大会議室

出席委員	坂本 昭文	三鴨 英輔	加藤 節雄	野間田憲昭
	森岡 幹雄	宇田川 弘	塚田 勝美	梅原 弘誓
	福田 次芳	吉次 堯明	磯田 順子	岡田 昌孫
	板 秀樹	橋谷 守江	秦 豊	佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員	合併推進室長	奥山 俊二	合併推進室次長	桐林 正彦
	合併推進室長補佐	岡田 厚美	合併推進室長補佐	米原 稔晃
	合併推進室主事	前田智恵子	会見町総務課長	米原 俊一
	西伯町企画政策課主幹	景山 毅		

(開 会 10時00分)

奥山室長 皆さん、おはようございます。ただいまより西伯町・会見町合併協議会第21回の会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況ではありますが、亀井委員が欠席であります。したがって、現在、委員17名のうち16名の方が出席でございます。

本協議会の会議の成立要件ではありますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつではありますが、坂本西伯町長よりごあいさつをお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本会長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

月日のたつのは早いもので、はや2月の声を聞くようになりまして、この間、皆様方には大変お世話になって、合併協議会が進んでまいったことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

先般、私は1月30日に全国町村会の臨時大会に行つてまいりました。その折に、いわゆる我々が頼りとしております地方交付税の額が経常経費で0.5%の削減、それから投資的経費では25.5%の削減というような異常な事態を受けまして、総合いたしますと12%程度の削減になるわけでございます。このような異常な状況を受けまして、非常に厳しい雰囲気での大会になりました。

ある県の副会長さんが、自治体一揆を起こさんと予算が早速組めないからというようなことを現におっしゃったわけでありまして。私も帰つて予算の査定もさせていただいたわけですけれども、非常に状況が厳しいわけでございまして、改めて合併に与える影響というようなものを再認識いたしまして、このような両町が町の未来をかけて取り組んでいるようなときに背景となる財政を大きく変化をさせていくと、それも悪い方へ変わっていくというようなことが、私どものこの合併協議にも大きな影響を与えるというようなことをつくづく感じながら、毎日過ごしているような次第でございます。

そういう状況ではありますけれども、全国津々浦々で合併協議も進めておられるわけでありまして、そういう状況をひとつまた踏まえながら、さらに竿頭をさらに前に進むとい

いでしょうか、一歩進めるといいでしょうか、厳しい状況ですけれども、前へ進んでいきたいと、このように思っております。

きょうは、前回保留になっておりました町長の新町の事務所での執務体制の取り扱いについてということで、決定をしていただきたいというように思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

一言申し上げて、ごあいさつにかえます。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行でございますが、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本会長 それでは、私の方で進めさせていただきたいと思います。議事録署名委員の指名でございます。

福田次芳委員、吉次堯明委員さんをお願いをいたしたいと思います。

日程に従いまして早速でございます。協議事項に入らせていただきます。

1番、新町の事務所での執務体制の取り扱いについてということでございます。この件につきましては、前回の1月28日の第20回会議で私の方から協議会長まとめというものを皆様方にお示しをし、協議を願ってきたところでございます。その中で会見町側の委員さん方の方から若干話し合っただけのところがあるというようなことで、保留になったわけでございます。したがって、きょうは三鴨副会長さんの方からこの間のお話し合いなどの経過について、この合併協議会に御報告をいただきまして、そのものを1つの案件として協議をしたいというように思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、三鴨副会長さん。

三鴨副会長 じゃあ、私の方から話し合いました結果といいますか、内容をちょっと御報告させていただきたいと思います。1つには、天萬庁舎の課の見直しを再検討していただきたいということが1つ。それからもう一つは、天萬庁舎の3階の中央公民館的あるいはホール的な利用の改造は、早期に取り組んでいただきたいということであります。今、坂本会長の方からございましたように、大変厳しい財政の中に当然事業の見直し、あるいは健全経営というものは絶えず考えていかなければならない課題だろうと思っておりますが、ここら辺を勘案しながら、ひとつご検討賜りたいということでございます。以上であ

ります。よろしく。

坂本会長 ただいま三鴨副会長さんの方から現在、検討しておりますけれども、執務体制で、課の配置というものを再検討していただけないかということ、それともう1点は、早期に天萬庁舎の議場の改築をしていただけないかと、こういう2点を話し合いの結果として御報告になったわけです。

まず、1点目の課の見直しということでございますが、現在、事務局から出されておりますのは、執務体制がいずこになるかによって案が提示をされております。その案によりますと、西伯町法勝寺庁舎に町長執務室を置いた場合には、総務課、財政課、企画政策課、税務課、町民生活課、子育て支援課、建設水道課、出納室、議会事務局、地域政策課の課が配属になるように案としてはなっております。

会見庁舎には、人権施策課、産業課、地籍調査室、農業委員会、教育委員会、合併対策課、それとそれぞれ総合調整課ということで4名配属するということにしたわけでありませう。この配属を再検討していただけないかと、こういうことでございます。まずこの件からご協議を願いたいと思います。

人数が、ちょっと私の方で調べてみましたので、実際に庁舎に執務をしている人の人数でございます。西伯町の庁舎では64名が執務をいたしております。出先はこれ除いております、現在。それから、会見町では45名の方が執務をなさっております。それが、先ほど私がお話をしました人数でいきますと、西伯庁舎に63名、会見庁舎に39名ですか、数字はちょっと合いませんけれども、これは図書館だとか、そういうところに配属をするということで、部外の者についてはカウントしておりませんので、一応63名と39名になるというように思っております。

塚田委員。

塚田委員 ちょっとよろしいですか。

我々の協議会長まとめでもらったものと、先ほど坂本町長言われた総合調整課、4名ということと言われたんですけど。

坂本会長 総合調整課というのは、いわゆる執務場所が法勝寺庁舎になったときには総務課は法勝寺に来ると。そうしますと、そうかといって会見町にそういう役割を持った人がおらんといけんで、1人それを配属していくわけです。（「1人ですか」と呼ぶ者あり）1人です。総務とかそれから税務、町民生活とか、そういうところへ1人ずつ配属していく、それらを総合調整ということでまとめているわけです。

塚田委員 じゃ、それもちゃんとカウントになっているということですね。

坂本会長 なっております。

塚田委員 はい、わかりました。

坂本会長 これは12月6日の執務体制の取り扱いについてというところで皆さんに御提起しておりますので、もしお持ちだったらちょっと見ていただくとわかると思いますけれど。

福田委員。

福田委員 先ほど副会長である三鴨町長さんの方から、この間の経過の結論的に報告を受けたわけでございます。先ほど報告のとおり2点だというぐあいに思いますが、確かにこの間、ご苦労なされたことと思います。したがって、会長まとめへの要望状況の中から、今、項目ではここに絞ってということでございますが、一応基本原則は提案になっておる法勝寺庁舎に町長執務室を置くということを前提の内容であろうというぐあいに思っております。したがって、今1項目の組織体制といいましょうか、課の再配置、こういうことがご希望というぐあいに受けとめるとするならば、私は非常に苦渋の結論的に出された内容であろうと思います。したがって、中身はそれぞれ議論もされ、大筋気持的にもどこということであろうかと思いますが、やはりこの際この話をまとめていく、まとまるとするならば、私はそのことについて真剣に議論をすべきであろうと思いますし、願わくばスペースが十分可能とするならばええじゃないだろうかという具合に思うところでございます。

坂本会長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 会見庁舎では、現在45名の方がお仕事をなさっておられて、それが39名になるということになれば、6名の減。西伯庁舎では64が63ですから1名の減ということで、若干人員が少なくなるというようなことについて不安があるのではないか、というように私も伺いました。ただ今福田委員さんのご発言でもありますので、いかがでございましょうか、課の原案というものを、これ変えるわけではございませんから、まだ決まってませんから、これは。決まっておりませんので、これはさらに詰めて、そこに配慮をしていくというようなことにしたいと思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、異議がないと言っていたきま

したので、若干、課の配置について検討を加えていきたいと思えます。これは私の方から提案するのもなんですけれども、若干以前にお話も伺ったというようなこともあって、先ほどちょっと考えたわけなんですけれども、会見庁舎において町民生活課が1人配属になっているわけでございます。それで、この仕事の内容というのは住民票や印鑑証明、戸籍の発行をしたり、埋火葬許可を出したり、そういう現にやっている日常的な仕事がございます。多分、こういう仕事は西伯町の方も、もちろんありますし、人口に比例して西伯町にも会見町と比較すれば倍ぐらいの仕事があるのではないかと、このように思うわけです。

しかし、会見町においては、一応1人を配属して、その業務に当たっていただくということになってはいますが、これはなかなかそういう1人で対応できるようなことにもならないのではないかと。

私が考えますのに、町民生活課はやはり西伯町に置くようになっておりますけれども、これは両町に町民生活課をきちんと置いて、住民サービスに期したいというように考えるわけでありまして。この総合調整課ということで括弧書きになっております。(4)になっておりますけれども、これはすべて町民生活課に4だという考え方で、西伯庁舎に6、会見庁舎に4という振り分けにしたらどうか、このように考えるわけでありまして。町民生活課を両町に置くということでございます。西伯庁舎に6、会見庁舎に4、実際はそういう町民生活課の住民サービスの仕事を直接やっていただきながら、担当としては西伯庁舎にある総務課の仕事も税務課の仕事も振り分けてある程度やっていただく、という発想でございます。

それと同時に町民生活課の仕事、業務の中で、例えば埋火葬に関することについては主査は西伯庁舎なら西伯庁舎の人が主査、それから人口動態に関することは会見庁舎の人が主査で西伯庁舎の人が副査というぐあいに、どっちが上だとかどっちが下だということではなくて、それぞれ業務の内容によって主査を会見町の方にも担っていただく、それから西伯町の方にも担っていただく、こういう勝ち負けのないような姿で町民生活課というものを会見町にも置いて運営したらどうかというように思います。

それと職員の数が大幅に減るということございまして、例えばこれは私の、本当に会長の私案なんですけれども、地域政策課というのが4名ございます。これは地域の活性化を今後図っていかうというような趣旨で置いておりますけれども、この地域政策課というものを会見庁舎に置いたらどうかというように思います。これはいわゆる会見町の委員の皆様方が、会見町域の地域が廃れていくのではないかと、というようなご心配もあるわけで

ございまして、むしろこういう地域政策を行う課を会見町に配置をして、そういう不安解消に努めたらどうかというようなことを、私としては考えるわけでございます。

そのようにいたしますと、人数は43名になると思います。それから、西伯庁舎は59名になると思います。64名の職員が59名になりますので……。

福田委員 会長、ちょっと町民生活課の数字を言ってもらえませんか、新しい構想で。7と6、1になっちゃうのですが、その数字の変更を。

坂本会長 これが4になります。

福田委員 会見町が4。西伯は変わりなしですか。

坂本会長 変わりなし。

福田委員 7が11ということになると。こういうことに一応決めていくわけですね、ここで。

坂本会長 そうせんと。

宇田川委員 さっきは6、4で、次に言われることが違ったようなことじゃいけないじゃないですか。

坂本会長 会見庁舎に4、西伯6。

福田委員 7が10と6ですか。

坂本会長 ああ、職員の数がね。職員の数だけ数えるです。そのかわり総務課の1とか税務課の1が全部消えます。(「全部消えるということですか」と呼ぶ者あり)それに地域政策が4加わるわけです。(発言する者あり)42だな、43か。

それでちょっと検討してみましたけど会見庁舎に、今私が言ったことを配属しましてもスペース的には入られるということで……(「入れるでしょう」と呼ぶ者あり)入れる。そんなに無理せずに入れるということでございます。

いかがでございでしょうか。

宇田川委員 これは、今の言われることのおおよそすぐ、これに入れたもんがはやはやにはできんですか。今これに数字を入れ替えたもの。

坂本会長 できます。ほんならできるなら、ちょっと休憩いただいてつくらせますので、しばらくほんなら休憩したいと思います。

(休憩 10時27分)

(再開 10時40分)

坂本会長 それでは、再開いたします。

ただいま事務局の方から執行体制の人数を、先ほど提案したものを記載してお配りいたしましたので、見ていただきたいと思います。合併時という平成16年10月1日のところでございます。これが、従来が合計が、計のところを見てください。法勝寺庁舎が63だったわけです。それから天萬庁舎が39。63と39だったものが59と43になるということであります。町民生活課に4人、ここも1だったわけですが、まとめて4。そのかわり総合調整課というのがありますけれども、これは括弧書きで従来記載してありました。これがなくなるということでございます。

まず、質疑はありませんか、この件に関して。意見ではなくて質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようですね。ご意見はございませんか。

森岡委員。

森岡委員 質疑、意見、ちゃんぽんになるんですが、合併対策課というのは、これはどうせ合併事務の後始末の部分で、将来的にはこれは消えてしまう課ですよ。ちゅうことになると町長執務の場所に置かれた方が、かえって後始末の関係がいいんじゃないかなという感じがするんですが、その辺はどういうふうに。こだわる意味じゃございませんけれども。

坂本会長 いかがでございましょうか。

現在は天萬庁舎において事務をしているというか……（発言する者あり）いただいておりますが。

森岡委員 結局、今天萬庁舎でやってもらってるから、そのまま置こうっていうのが基本的な考え方ということですね。わかりました。

福田委員 特に住民と直面する部分が、余り感じられないですから、私はあんまり問題ないのかなとは思いますが、あとは行政内部で現在やってあって、実際、本当は今、森岡委員が言われるようなことが派生をすることがあるなら、ここで議論をせないけんですが、あるかないか事務局の方、どうでしょうか。例えば既存のままどうしても離れておることについて事務的な支障が生じるようなことがあるかないか、なかなか難しい問題かもしれませんが、私はあんまり問題ないような気がする、どうですか。

桐林次長 そうですね、仕事の仕方と申しますか、例えば資料をつくって、じゃその資料を町長なり助役なりに確認してもらおうという方法が、今までとにかく当然面談しながらやるという方法があるんですけども、基本的には、もう庁内LAN使って、資料は資料で見

てもらおうというようなことが、当然前提になってますので、内部の話としてはそれほど大きな支障はないというふうに考えます。むしろ合併対策でもろもろの地域の住民組織等との調整ということならば、どちらになっても出かけていくということでは大して変わりはないと思いますので、大きな支障とか、問題なるということはずないと思っております。

福田委員 わかりました。

坂本会長 他にございませんか。

塚田委員。

塚田委員 質疑になるのかもわかりませんが、総務課と企画政策課に従来の配置では天萬庁舎に1名ずつあったわけですよ、総合調整部門ができたなら。それがなくなってゼロになってしまいますが、そのあたりの支障というか、疎通というもの、これ大丈夫なんですか、ゼロというもの。

坂本会長 これは私が提案しましたので、私がお答えしたいと思いますが、結局天萬庁舎でも町民生活課の業務は1人ではこなせないわけでありまして。したがって、従来総務課に1、配置していた職員などもすべて町民生活の仕事を手伝っていただくことができん仕組みになっております、現実的に。したがって、天萬庁舎に町民生活課がないということは、やっぱり会見町民の皆さん方にもご不満があるというように考えましたので、総合調整課というようなことはやめて、町民生活課というものにきちんと位置づけしていただきながら、そうかといって4人がフルに町民生活課の仕事をするだけの業務はないのでないか、当然担当として総務課の仕事や税務課の仕事の一部も従来の一部も、これもやっていただくと、調整をしていただくと、そういう仕事の仕方になるのではないかとこのように思っておりますけども。

塚田委員 そうですか。それならいいと思います。(発言する者あり)ええ、済みません。

もう一つ、合併対策課、先ほど話が出ておったんですけど、概ねどれぐらいの期間存続させるおつもりなのか。

坂本会長 これは私が提案、特にしておりません。事務局の方から何かありますか。常識的に、これは新町の町長が考えられることだと思っております。合併対策で事務が引き続き必要だと思われれば、3年でも5年でもなるかも知れませんが、それから、まあもういいやと思われれば、時の議会に提案してなくされるということでごさいます、これはなかなか私の方からは言いにくいです。

事務局の方で何かありますか。

桐林次長 一応、最終的に180から150になる過程の、過程の仮定と言っては変なんですけども、推計はしております。基本的には合併対策課自体は余り長く置かないという方針でありまして、平成18年度ぐらいまでで大体考えていきたいと思えます。(発言する者あり)18年度です。ですから19年の3月ぐらいまででしたらどうかと。その発想には、一つには今CATVの計画がありますけど、建設自体はそのころに、17年度で施設はつくるんですけども、その後、加入対策とかをどんどんしていけないといけないというふうなことが出てくるので、そちらの方に少し人を置いてはどうかというのが、事務局の方の途中の過程での検討ではあります。一つの案というものは。

坂本会長 よろしゅうございますね。他にございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、町長の執務場所が決定することに伴います両町庁舎の執務体制について、今提案した案で御確認していただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 よろしゅうございますな。ありがとうございました。

そういたしますと、最初の件については、このように決定いたしたいと思えます。

それから、後段ございました早期に3階の改修をして供用に期したいということでございます。この件については財政計画というようなことも、今、県の方に出しているわけですが、その辺はどのようになるものでしょうか、事務局。

桐林次長 この件につきましては、今、大変財政状況が厳しいという前提がございますので、一応、両町の現在取り組んでいる主な大きな事業、財政計画の中に入れ込んでおります。ある程度具体的な年限を決めて入れ込んでおります。ただ、その程度にもよりますけれども、改良の程度によりますけれども、幾らかはやはり見直しが必要になってくるのではないかなという考えになります。どれをとというのは具体的にはないんですけども、これは国の補助制度との関係で、CATVは17年度に取り組まないと補助金が三千四、五百万見当少なくなるような制度でございますので、やはりこの辺はちょっと固定していただきたいのかなという。

あとバスにつきましても、これは新町の体制といいますか、事務局がこういう使い方になっていくことを補うというような理由を含めまして、早期に取り組んでいくということでは、この2つはやはりちょっと今のまま16年度か17年度で考えていただきたいと。そのほかの中で、多少なりとも優先順位を譲れるものというようなことで、考えていただ

かざるを得ないのではないかというふうに考えております。

坂本会長 今、事務局が説明をいたしましたように財政計画の見直しというようなことも前提になると、あるいは予定している事業をもちろん見直していくということも含めて、そういうことを前提にすれば可能だというように理解していいですね。そういう前提で早期に着工するということなんですが、いかがでございましょうか。

福田委員。

福田委員 今、事務局の方からもありました見直しということも若干可能だということもあるようでございますから、具体的な数字についてはこの場でなかなかすぐ出ても、あるいは私どもも意見としてはなかなか難しいという気がいたしますんで、やはりおおよそそのことでも次回以降にいわゆる示していただいて、あとは課長が最初にも言われましたように、非常に厳しい財政状況の中ですから、若干このことだろうという具合に思いますので、そうした方向については、私はできるだけ繰り上げで、できるものならばこの際やっぱり検討してみたらどうかと。いわゆる行政の財政上の問題として検討してみたらどうかと。基本的には、私は会見町さんの方が先ほど述べられたように、ぜひともこのことはというのがまとめるための考え方の方でございまして、当初から会長の中にも問題が提起されておりますし、ただ、時期の問題が書いておきだけ、考え方だけでは、やっぱりまだまだ不安的な要素もあると思いますんで、そうした方法で再検討なり専門的な分野での資料等も示していただくという方向の中で、私はいいことではないかなと。早期のことだけでは非常に広い範囲になるわけですが、やむを得んことだろうという具合に思います。

そういう面で、基本的には会見町さんの方が言っておられるように、そらほんなら今、具体的に、例えば何年何年で言ってみても、ここの場所では難しい状況だろうと思います。なぜかというとなら財政の裏づけ等も勘案をし、これでは、ここで私どもとしてはよろしいとか、いけないとかいうことはなかなか言える状況にないと、こういうことを申し上げておきたいと思います。

専門的あるいは幹事会なり、あるいは両トップ同士でも方向性さえ確認できれば、私は事後に報告という格好でも、改めて若干のものは余韻を残しながら基本的にはいいと、こういう考え方を表明しておきたいと思います。

坂本会長 他にございせんか。

岡田委員。

岡田委員 改築に向けての早期実現に対する追加意見のようなことでございますけれども、既に何回か申し上げましたが、会見町で公民館の改築を要求する、改築というより新築と言った方がいいでしょうか、要求する住民の声というのは、もう既に10年前ぐらいから起こっておるわけでございまして、有権者の65%が署名で名簿提出したというような経緯もあるわけでございますが、以来ずっと住民の拠点が欲しいという声は、随分長く続いて現在に至っておるわけでございます。こういう姿が、ベストか否かはともかくとして、これによって住民の活動の拠点というものが、現在の公民館にプラス相当なスペースが与えられて、活動が広がってくるということであれば、非常にうれしいわけでございます。早期実現に向けて、努めて財政計画の方で交付をいただいて実現するように、希望意見として申し上げておきたいと思っております。以上です。

坂本会長 他にございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 それでは、ないようですが、私の方で念のために確認をしておきたいと思っております。いわゆる住民説明会などで皆さん方のお手元にあるこのまちづくり計画案において実施を見込んだ主な事業、これは住民の皆さん方にお配りをしております。したがって、この中では平成25年に文化ホールを建てると、こういうことを説明して歩いているわけでございます。具体的なほかの事業も事業年度も記載してございますので、これを変えるということでございます。これを変えるということを確認していただかずにゃいけん。それと県にも出してありますし、住民の皆さんにもお示しをしました財政計画、この財政計画も変わってくると、そういうことを御確認をいただかなければいけないわけでありませぬ。よろしゅうございますな。(「はい」と呼ぶ者あり)

そういたしますと、財政計画、それから事業計画、主な事業、こういうものを変えると。場合によっては何かをつぶして、今の案も上げなければいけないということになるかもわかりませぬ。それから、特定の事業が予定していた年度よりも遅くなるかもわかりませぬ。しかし、そういうことはひとつ皆さん方、異議なく御了解をいただきながら、この改築というものを早期に位置づけをして取り組むということで、御確認できますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 よろしゅうございますか。

福田委員 ええですけども、私は、今申し上げられましたことの中は、今日ここでは理解しますけども、広くということになると、できれば協定書議論の中で、できたら何かの

方法をちょっと書いておいて、対応したらどうかなという気はして、今聞いたような気がしますが、いかがでございましょうか。(発言する者あり)いや、例えば財政上の問題は私は分かりません、正直言って、変更の場合どういう額で変更するかという問題ございませんので、基本的な流れとして、今2項目めに出されました、いわゆる会見町、天萬庁舎への3階の回答問題についてのとらえ方というか、早期という表現なのか、それをよく整理をしていただいて、そこで最終的にここでは確認しますよ、今、会長が申し上げたとおり確認はしますけども、広くやはりこのことをいうことになれば必要がありはしないかなと。

宇田川委員 まだ今日決めるなんちゅうこと。

福田委員 そうだなしに、それは流れとして最終的な協定書。(発言する者あり)どんなもんですか。いや別に多くに、ここで決まれば大体これから……。

坂本会長 私が早期ということを書いてますけれども、会見町長さんのお言葉ですので、早期ということを書いてますけど、具体的に何年度に予定にするのかというのは悪いですけど、今ここで……(「それはできません」と呼ぶ者あり)財政状況はわかりませんから、それからどの事業を遅らせるとかやめるとかということは、今ここですぐわからんわけですから……(「わかりません、それもわかりません」と呼ぶ者あり)そういうことが……。

福田委員 踏まえて、ええですかいなという意味の提案ですが……。

坂本会長 じゃあ、それを私、言っちゃうわけですから……(「そうそう」と呼ぶ者あり)それは事務局が財政状況などを示して、今度新たに皆さん方に、このように大体したいと思いますということをお諮りします。

福田委員 それを諮って、作業があつてまた戻ってきますですか。

坂本会長 それは当然そういうことです。今日の会のまとめとして、早期にそういうまちづくり計画を変えたり、財政計画を見直したりして早期にそのものを位置づけるということをご了解をいただければ、あとは事務局にそういう作業をさせたいと。

福田委員 それでしたら、今日了解します、それだったら。わかりました。

坂本会長 今の議論を聞いていただいておりまして、いかがですか。そういうことでよろしゅうございましょうか。(「よろしいです」と呼ぶ者あり)確認していただけますね。

ありがとうございました。そういたしますと、本日の議題であります新町の事務所での執務体制については、町長の執務場所は法勝寺庁舎とするということでご確認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、協議事項につきましては、このように決定されましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。

日程に従いまして、5番、今後の協議会開催日程について、事務局の方からお願いします。

事務局。

奥山室長 今後の協議会の開催日程であります。第22回会議は2月10日午後1時30分から会見町役場の会議室で行いたいというふうに思っております。

23回になります。2月の25日、これは合併調印式の前日になります。時間を困っております。以前には午後ということでお知らせしておりましたんですが、午前に変更をさせていただきたいというふうに思っております。会場につきましては、プラザ西伯の方で行いたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

坂本会長 第22回会議、23回会議、23回会議は実は1時半からだったのを変更するというございます、午前9時から。ご都合つけていただきたいと思ひます。よろしゅうございますな。(「はい」と呼ぶ者あり)

それで26日の日に協定書に調印式をするという前日のございまして、それまでに協定書をこの2回で仕上げてしまわにゃいけん、合意してしまわなければいけんという大変切羽詰まった状況にあります。何点かお約束したこともございますし、協定書にうたい込む合併の目的、意義というようなこともまだお示ししてありませんが、皆さん方も22回会議で大体ほぼまとまるように御協力をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

皆さん方の方で何かございませんか。

磯田委員。

磯田委員 随分前からもうあれしてるんですが、若い方のご意見がありまして、ちょっと天萬庁舎の「萬」という字ですよね、簡単な「万」ではいかなものかというご意見があったんですけどいかなものんでしょうか。若い方、こういうのはほとんど使わないということにして、簡単な方の万では、庁舎をいかなものんでしょうかということなんですけど。

坂本会長 住所地を表示しようということにして、天萬はその萬を書いておられると思ひますが、いかがですか。(「そうです」と呼ぶ者あり)でしょう。ですから、それは難しいとかなんとかでなしに、住所地を呼び名としようという確認しましたので……。

磯田委員 じゃあ、これで決定。

坂本会長 ご理解ください。

磯田委員 よく郵便なんかでこの字であっても簡単な「万」を書いて出したり。

坂本会長 いけないことはないですけどね。

磯田委員 着きますからね。じゃあ、そっちには必要ないけども、字にはこういうふうに残すということですか。

坂本会長 呼称は一緒ですけんな、呼ぶときには。書くときにちょっと困るだけで。あんまり気になさらないで。

磯田委員 名前でも渡邊さんの「なべ」という字が難しい字を書かないで簡単なので送ったりしますから。

吉次委員 「なべ」が違うで、一緒な字でも。

磯田委員 難しいですけど、よく……。

吉次委員 難しい字が、こうでって書く分と(口八)で書く分と、「なべ」でも字引に出とると違った「なべ」がありますよ。字引に出とるばかりじゃないですけん。

磯田委員 若い方たちは、難しいのを正式に書かないと……。

吉次委員 適当に使やええことだ。

磯田委員 いや、ありますからねというだけのことで、いいです、いいです。

坂本会長 他にございませんか。

その他、3番。ありませんか。

事務局。

奥山室長 合併調印式の日程でありますけども、一応26日ということでありまして、県の市町村振興課の分権推進室の方に午前中にしていただくということで、今お願いをしておりますので、時間については多分午前中になるんじゃないかとは思いますが、正式には2月の10日の22回会議のころにははっきりするんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

坂本会長 また決まり次第明らかにしたいと思えます。

そういたしますと、以上で今日の会を閉会にしたいと思えます。

閉会に当たりまして、三鴨副会長さんの方からごあいさつをいただきたいと思えます。

よろしく願いします。

三鴨副会長 今日は、早朝からありがとうございました。町長執務場所、慎重審議をいただきまして、いろんな角度からご検討いただき、ご承認いただきましたこと厚くお礼を

申し上げます。絶えず限られた財源の中でありますので、お互いが、両町が健全財政、安心感のある町になりますように、またいろいろなお知恵を拝借していきたいもんだと願っておるところでございます。

本当に今日はいい結論を出していただきまして、大変うれしく思っております。本当にありがとうございました。よろしく願いします。

坂本会長 どうもありがとうございました。

(閉会 11時08分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員